



上記の事業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和6年3月25日に交付した国有林野事業造林事業請負契約約款及び国有林野事業造林事業請負標準仕様書によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は、別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住所 高知県香美市物部町大栃1539番地  
氏名 分任支出負担行為担当官  
高知中部森林管理署長 印

請負者 住所  
氏名 印

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲（発注者をいう。以下同じ。）は、乙（契約の相手方をいう。以下同じ。）が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。



(造請－16)

## 改植作業仕様書(コンテナ苗植栽)

改植作業については、造林事業請負標準仕様書第27・28条によるほか次のとおりとする。

### 1 植付箇所の刈払い

- (1) 作業地は、発注者において周囲を表示、又は現地において指示した区域とする。
- (2) 区域内の雑草木は、全部または植幅をできるだけ低く刈払うこと。
- (3) 刈払物及び残存する末木枝条類(以下「刈払物等」という)は、植付あるいは植栽木の生育上支障とならないよう次により処理するものとする。

#### ① 筋置

ア 植幅、筋置幅の基準は次のとおりとするが、現地の実状により、これにより難しい場合は監督職員の指示によること。

植幅	2.5m	筋置幅	1.5m
----	------	-----	------

イ 刈払物のうち大径木・長幹木は、枝払い又は適宜の寸法に切断して筋置きし風雪等により崩れ、植幅内に落ち込むことのないよう必要な処置を講ずること。

ウ 植幅、置幅については、①アの植幅又は、監督職員の指示した植幅の20%以上減にならないもの又は置幅の20%以上増にならないこと。

### 2 植付

(1) 現地において表示または、指示した区域に指定した樹種、規格の苗木を次の基準により植付けるものとする。

① 植付本数	ha 当たり	1,500 本
--------	--------	---------

② 列間距離	2.0m	苗間距離	3.4m
--------	------	------	------

③ 植穴の大きさは、植え付けるコンテナ苗の形状を考慮し、根鉢と土壌が密着できる大きさとし、深さについては地表面より根鉢上面が2cm程度深くなる深さとする。

(2) 前記基準に基づく植付地点が伐根、石礫、岩盤等により植付が困難な場合は、苗間方向に植付地点を移動するものとする。

(3) 植付地点を中心として四方に落葉、雑草等の地被物を取り除き、前記大きさの植穴を掘る。この場合、植穴の中に落葉その他、地被物が混入しないよう注意すること。

(4) 植付は、植穴の最深部及び側面に隙間が生じないように土を入れるなどの処置を講じ、地表面より2cm程度深く垂直に植付けること。

(5) 植付け時は根鉢が損壊することのないよう注意し、簡単に抜けることないように適度に踏み固めること。

(6) 地表部は、根鉢が乾燥しないよう除去した地被物を苗木周辺に被覆すること。

(7) 苗木の移動や運搬または、植付の際は、根鉢を崩さないよう、また乾燥させないように注意すること。

(8) 苗木を保管する場合は、立てて寄せて並べ、地面に直置きせず、シート等の上

に置き、高温環境、直射日光を避け、必要に応じシート等で直射日光を遮断し灌水するなど、苗木の乾燥防止について十分な措置を講ずること。

(9) 植付地までの苗木運搬は、当日植付の必要量のみにとどめ植え残り苗ができた場合は、前項と同様に取り扱うこと。

(10) 請負者は別に定める苗木受払簿又は材料使用日誌を記録し、監督職員から要求があった場合は、提示するとともに作業完了後、発注者に提出すること。

(11) この仕様書により難しいことが生じたときは、監督職員に申し出て、その指示によること。

(造請－17)

## 下刈作業仕様書

下刈作業については、造林事業請負標準仕様書第30条によるほか次のとおりとする。

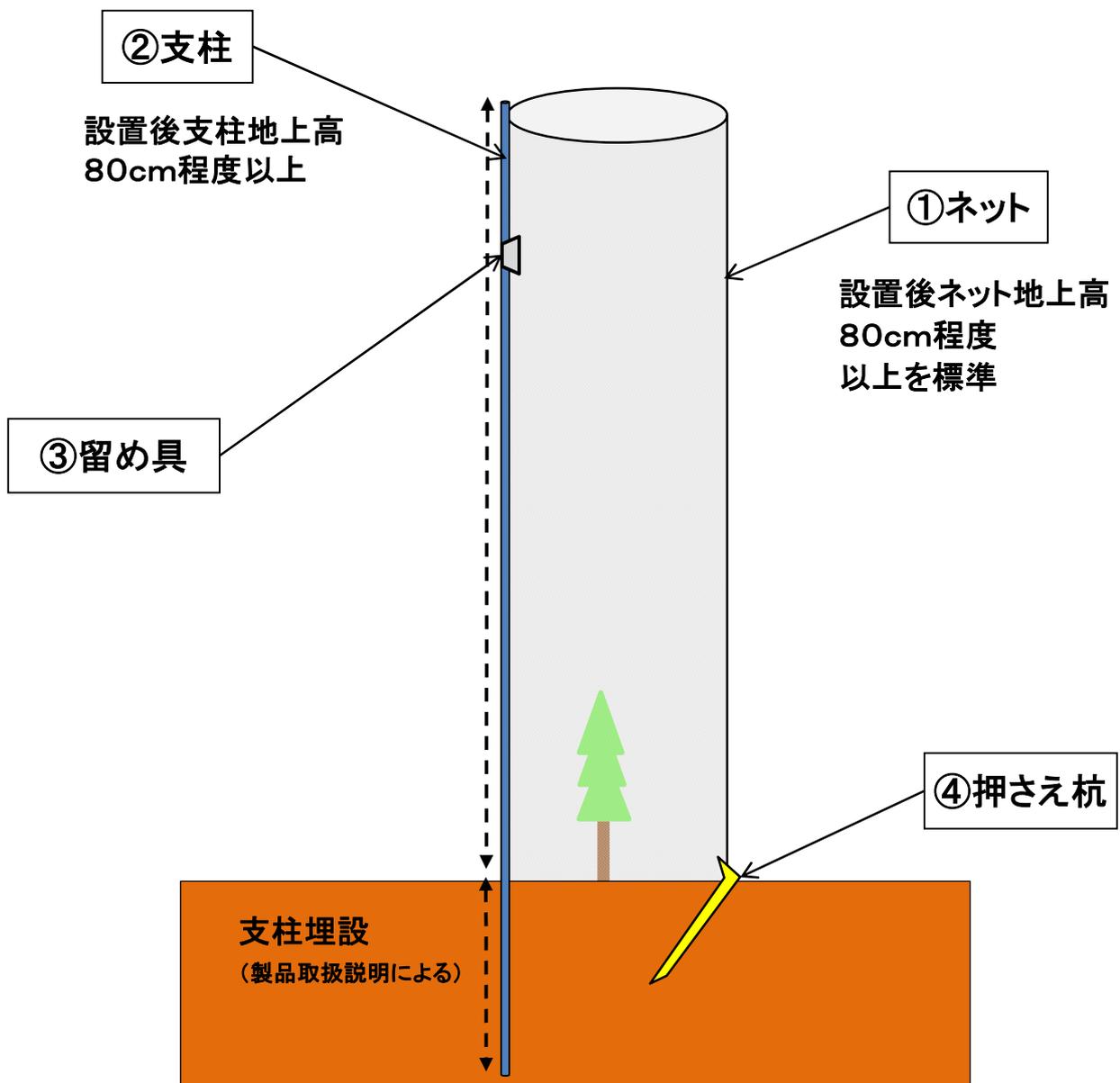
- 1 作業地は現地において、発注者が指示した区域とする。
- 2 施工方法等については、事業内訳書及び次のとおりとする。
  - ア 全刈りは区域内に存在する植栽木以外の雑草木類を、監督職員が残すよう指示したものを除き、植筋については樹高の1/3以下、置筋については1/2以下に刈り払うものとする。
  - イ 筋刈りは植筋に存在する植栽木以外の雑草木類を、監督職員が残すよう指示したものを除き、樹高の1/3以下に刈り払うものとする。
- 3 植栽木に巻きついている蔓茎類は、すべて根元から切り離し、植栽木の生育に支障のあるものは取り除くこと。
- 4 刈払いに際しては、特に植栽木の梢頭部を損傷しないよう注意し倒伏もしくは土砂に埋れたもの等があるときは、適宜の処置を講ずること。
- 5 刈払いした雑草木竹類は、植栽木の障害にならないよう処理すること。
- 6 契約約款第32条及び第38条による検査の結果、植栽木の損傷が次の許容損傷率を超えた場合は、発注者は請負者に対して損害賠償の請求をすることができるものとし、その額は、発注者が別に定める賠償基準により算定した額によるものとする。

経過年	1年以内	2年以内	3年以内	4年以内	5年以内
許容損傷率	5%	4%	3%	2%	1%

- 7 作業中に獣害防護ネット等を切断・破損した場合は同等品程度の部材で補修すること。

## 単木保護具設置仕様書及び定規図（ネットタイプ）

- 1 現地において表示または、指示した区域の植栽木に材料仕様書で定める単木保護具を設置すること。
- 2 支柱は、地面に打ち込み、しっかりと固定すること。
- 3 ネットは、真っ直ぐかぶせるとともに、地面とのすき間ができないように杭を打ち込むこと。
- 4 留め具を用いて支柱とネットを固定すること。
- 5 材料使用日誌に各人の設置本数を設置日毎に記録し、監督職員の要求に応じて提示するとともに、作業完了後は発注者に提出すること。
- 6 設置については、購入メーカーの製品取扱説明書等を参照すること。
- 7 この仕様により難しい場合は、あらかじめ監督職員の指示を受け実施すること。



番号	名称	規格・品質	数量	単位
①	ネット	設置仕様書を満たす寸法以上（5年以上の機能維持能力がある製品またはその実績がある製品）	1	枚
②	支柱	ネットに適した長さや強度を有するもの	1	式
③	留め具	支柱とネットを止める金具等	1	式
④	押さえ杭	適した長さや強度を有するもの	1	式



**材料仕様書**  
(猪野々山9へ 単木保護具 )

1. この仕様書に定めた材料は、請負者が購入することとする。

2. 材料の規格及び数量

材料名	規格	数量	単位	備考
単木保護具	-	5,520	セット	セット内訳は5のとおり
ヒノキコンテナ苗	苗長35cm以上 根元径3.5mm以上	5,520	本	150cc

3. 請負者は、2を購入した場合は、遅滞なく納品書を監督職員へ提出し、監督職員の検査に合格したものを使用する。

4. 請負者は、監督職員の検査後、常に材料の状態に注意し適正な保管に努めなければならない。

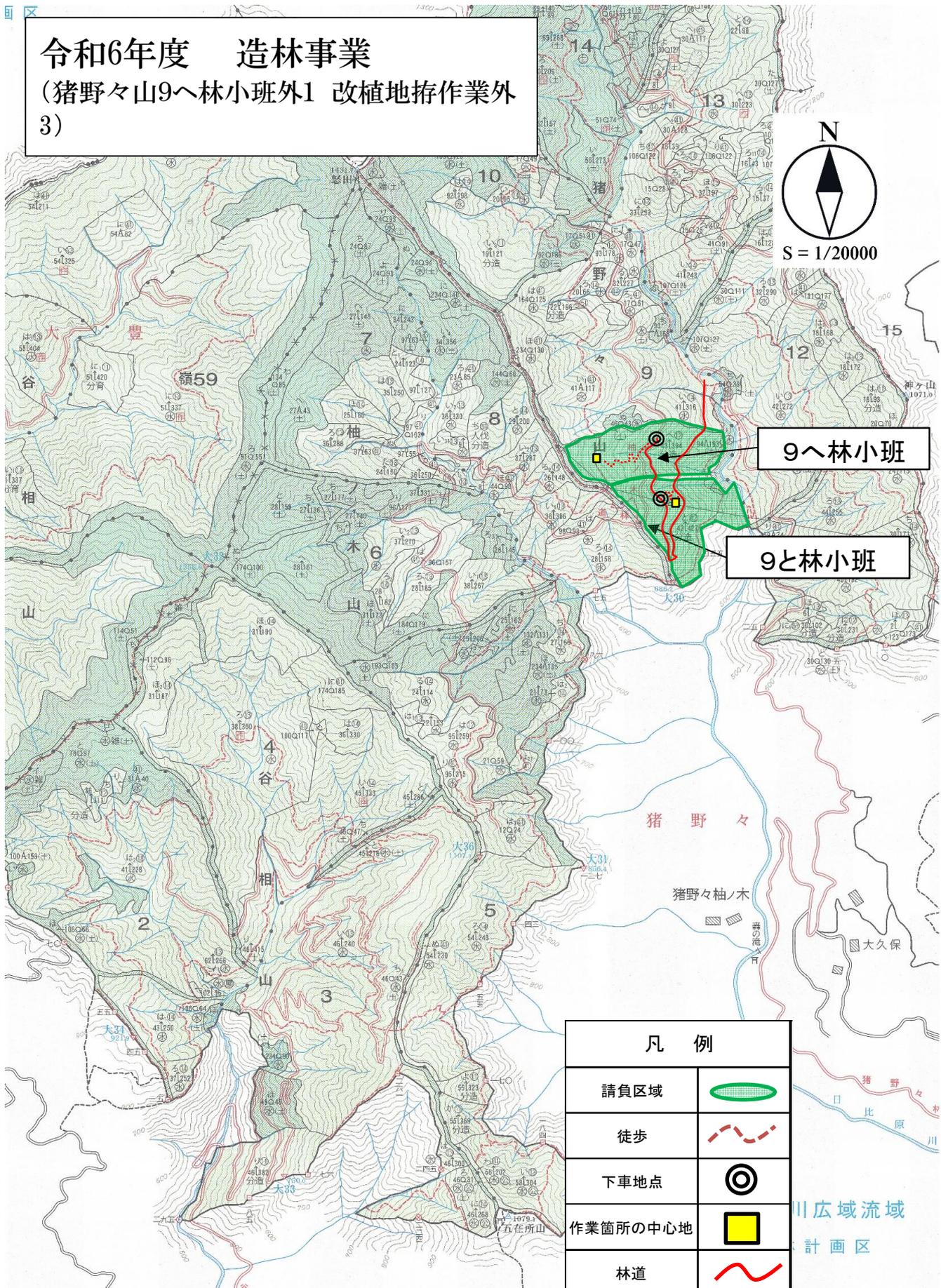
5. 単木保護具は、下記を1セットとし、同等品又は下記規格以上のものとする。

材料名	規格	数量	単位
① 保護カバー	設置仕様書を満たす寸法以上 5年以上の機能維持能力がある製品またはその実績がある製品)	1	式
② 支柱	ネットに適した長さで強度を有するもの	1	式
③ 留め具	支柱とネットを止める金具等	1	式
④ 杭	適した長さで強度を有するもの	1	式

6. 材料は、この仕様書に定める品質・規格を満たすものを選定しなければならない。

上記5について、同等品(品質・規格が同等以上)を選定する場合は、品質・規格が同等品であることが証明できる書類を提出し、監督職員の検査を受けなければならない。

# 令和6年度 造林事業 (猪野々山9へ林小班外1 改植地拵作業外 3)



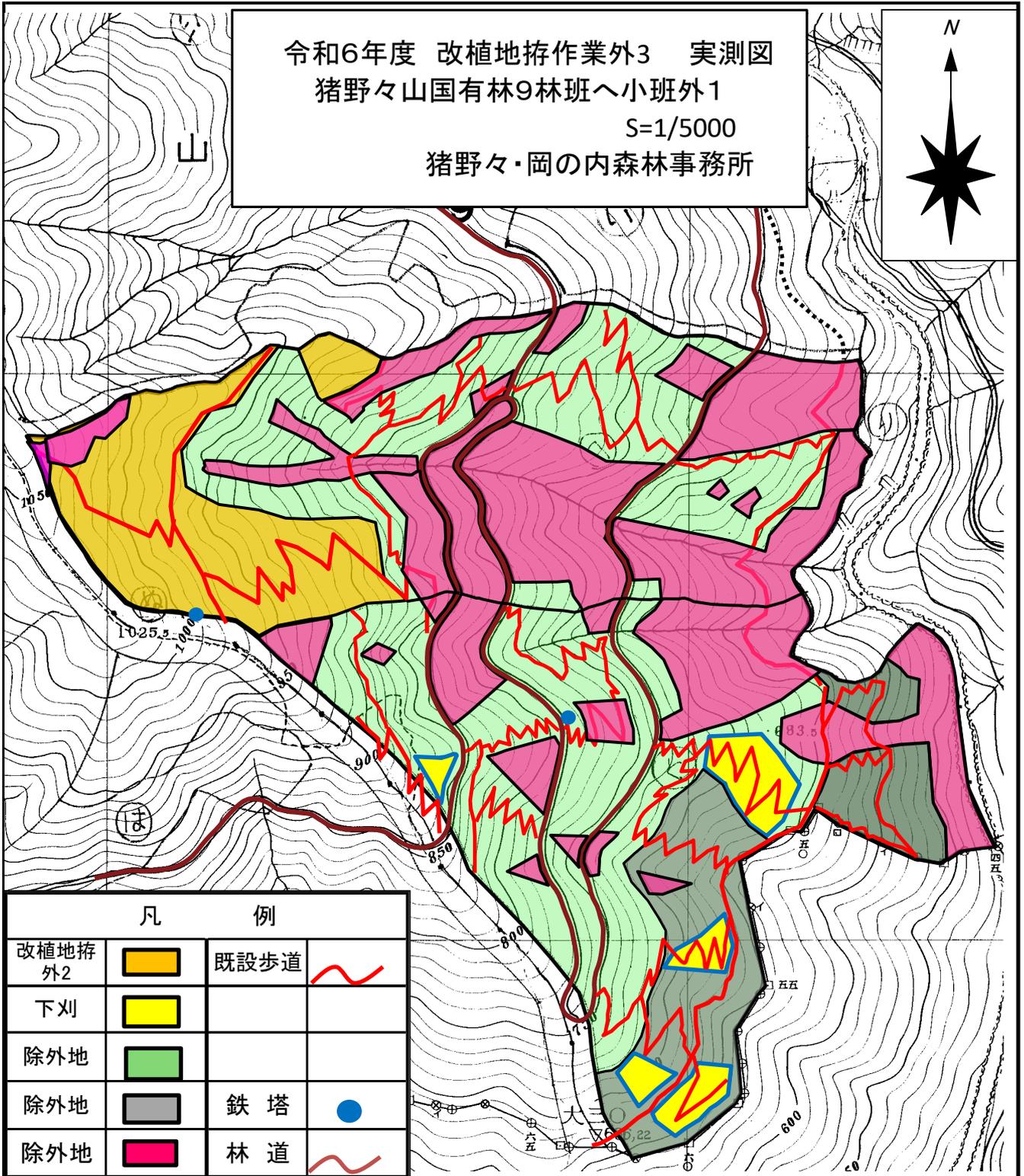
9へ林小班

9と林小班

凡 例	
請負区域	
徒歩	
下車地点	
作業箇所の中心地	
林道	

川広域流域  
計画区

令和6年度 改植地拵作業外3 実測図  
 猪野々山国有林9林班へ小班外1  
 S=1/5000  
 猪野々・岡の内森林事務所



凡 例			
改植地拵 外2		既設歩道	
下刈			
除外地			
除外地		鉄 塔	
除外地		林 道	

記 番 別 内 訳 表 ( 改 植 ・ 下 刈 )

記番	作業種	林小班	区域				控除区域 面積・距離 ha・m・本	地拵			ヒノキ		スギ		計		備考
			面積 ha	天Ⅱ ha	除外地 ha	計 ha		面積 ha	面積 ha	本数 本	面積 ha	本数 本	面積 ha	本数 本			
	改植地拵	9へ	15.11	0	11.43	11.43	3.68	3.68	3.68								
	改植植付	9へ	15.11	0	11.43	11.43	3.68	3.68	3.68	5,520			3.68	5,520	ha/1,500本		
	単木保護設置	9へ					5,520										
	計		15.11	0	11.43	11.43	3.68	3.68	3.68	5,520			3.68	5,520			
	下刈	9と	14.62	0	13.61	13.61	1.01						1.01				
	計		14.62		13.61	13.61	1.01						1.01				